

本会議から付託された議案 7 件（平成 25 年 2 月定例会の付議事件）を審査するため、平成 25 年 3 月 11 日に総務文教委員会を開催しました。

・ 議案第 3 号 平成 24 年度総社市一般会計補正予算（第 6 号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

事業の確定及び確定見込みに伴う補正のほか、高梁川河川敷グラウンドの残りの部分の芝生化を行うための基盤造成工事費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 高梁川河川敷グラウンドの 2 面の芝張りを行うということだが、面積はどのくらいあるのか。

答： 残り 2 面で約 2 万 3,000 m²が残っている。

問： 芝を張る場合は必ず目ぐしが必要だが、去年は目ぐしを打っていなかった。冠水したら芝が流れるが、また同じように目ぐしを打たないで芝張りを行うのか。

答： 去年のボランティアによる芝張りの際には、目ぐしを打っておらず、西側は応急的にネットで上から押さえて、芝が流れないようにした。7 月にグラウンドが冠水したが、そのときには根が張っていて、芝が 2 枚くらい流れた程度で、ほぼ影響がなかった。

・ 議案第 12 号 総社市放送番組審議会設置条例の制定について

～内容～

放送法の規定に基づき、総社市放送番組審議会を設置することについて、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

・議案第 13 号 総社市防災会議条例及び総社市災害対策本部条例の一部改正について

～内容～

災害対策基本法の改正により，防災会議の所掌事務，構成委員等の見直しが行われたことに伴い，関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 防災会議の改正前の所掌事務には災害に関する情報収集の規定があったが，改正後の所掌事務にその規定がないのはなぜか。

答： 災害対策基本法の改正の趣旨に沿って，防災会議については重要事項の審議という部分を明確にし，災害対策本部で災害現場の情報収集を行うように，所掌事務の整理をしようとするものである。情報収集の部分が欠落したのではなく，内容を整理したものである。

・議案第 14 号 総社市職員給与条例等の一部改正について

～内容～

住居手当を国の基準に合わせること及び人事院勧告に準じて関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

・議案第 15 号 総社市総社吉備路文化館条例の制定について

～内容～

旧吉備路郷土館の譲渡・改修により、総社吉備路文化館を設置することについて必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、委員2名から、第10条第2項に規定されている文化館の使用期間を1月から7日にする旨の修正案が提出され、まず修正案について採決を行ったところ、全員一致で修正案を可決すべきであると決定し、次に、修正可決された部分を除く原案について採決を行ったところ、全員一致で修正可決された部分を除く原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問： 吉備路郷土館の譲渡の際の市当局の説明は、市内に展示施設が少なく困っているのに、展示施設を是非作りたいというものであったが、この条例案では、同じ人が1ヶ月使用できるように規定している。類似施設の市民ギャラリーの使用期間は6日間であるが、何も支障がない。市民会館や体育施設も使用期間を1週間以上としていない。吉備路文化館も使用期間を1週間とし、教育委員会が認めれば延長することができるようにしておけば、何も問題がない。展示施設がなくて困っているのに、なぜ少ない人数しか使用できないような規定にするのか。

答： 企画展を開催する場合は1ヶ月近く使用するので、使用期間を1ヵ月としている。

指摘事項： 企画展というのは特別なもので、第3項の規定を使えば使用期間を延長でき、市民ギャラリーでもそういう場合がある。一般の方が生涯学習で発表するレベルで1ヶ月間、使用するとどうなるか。市民ギャラリーは時期によっては競合して困っており、展示施設がもっとほしいと言いながら、長い期間を使用できるようにするのは不可解である。

問： 展示室の使用期間後に他に申込がなければ、引き続き延長して使用することができるような、柔軟性を持った使用期間にすることは可能か。

答： 市民ギャラリーの場合は、6ヶ月前から募集をして貸し出しを行っているので、ある程度の見通しが立つ。文化館についても、ある程度の見通しが立つような方法を考えていきたい。他に利用がなければ、使用期間をある程度、延長することは可能と考えている

問： 吉備路文化館という名称は堅苦しく感じる。市民が親しめるような名称に変える考えはないか。

答： 吉備路郷土館として親しまれていた施設であり、場所が吉備路風土記の丘の一角にあること、また、文化施設であるということから、吉備路文化館という名称にした。多くの方に親しまれる名称ということも必要と考えているので、愛称の募集を行うことも考えていきたい。

・議案第16号 総社市少年スポーツ育成事業助成守屋忠弘基金条例の制

定について

～内容～

守屋忠弘氏からの寄附金を原資とし、スポーツを通じて少年の健全育成に寄与する事業に対して助成を行うため、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 原資で 1,000 万円あるが、どのくらいの期間、基金としてもつようになるのか。

答： 守屋忠弘氏の意向は、原資が 10 年から 15 年でなくなるように、毎年約 100 万円程度を使用して、助成をしてほしいとのことであった。

・ 同意第 1 号 監査委員の選任に関する同意を求めることについて

～内容～

識見を有する者のうちから選任された現監査委員が今月末をもって辞職することに伴い、後任の監査委員に、池上 いけがみ 賢太郎けんたろう氏を選任しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**同意**すべきであると決定。

～質疑～

問： 現監査委員が任期満了前に辞職するが、後任の監査委員の任期はいつまでか。

答： 監査委員については残任期間の規定がないので、任期は、選任から 4 年である。

平成 25 年 3 月 11 日に総務文教委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・ 博物館・美術館について

～内容・結果～

4月臨時会で専門的知見の活用に関する議案を委員会提出議案として上程する。委託先は、博物館・美術館について深い見識を有する守安収氏とし、4月臨時会で委員会提出議案が可決されたならば、同日、同氏と委託契約を締結し報告書の作成を依頼する。同報告書をもとに、本委員会としての調査報告書をまとめる。可能であれば6月定例会に委員長報告を行い、提言内容の部分については、別途本委員会提出議案として決議の形で提出し、本会議での議決を目指すことに決定した。